

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 競技団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都における障害者のスポーツの普及、振興と啓発を図るために活動している競技団体の内、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の掲げる事業方針に賛同する競技団体を協会登録団体として登録（認定）し相互に協力・支援することを目的とする。

(対象団体)

第2条 本要綱の対象となる団体は、東京都において、上記目的に掲げる障害者スポーツ活動を行う団体（以下「団体」という。）で下記の各号すべてに該当する団体であることとする。

- (1) 原則として、所在が都内にあり、東京都における障害者のスポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
- (2) 常時、スポーツ活動を実施している東京都域の当該競技の統括または調整団体であること。
- (3) 定款あるいは会則等を持ち民主的運営がされ、協会の定める「公益社団法人東京都障害者スポーツ協会及び登録団体等における倫理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」（別紙）に則り、1年以上運営されている団体であること。
- (4) 単一の職場、学校、施設等に所属している者のみで構成されていないこと。
- (5) 原則として、東京都在住・在学・在勤の構成員を中心として活動していること。
- (6) 銀行口座を所有し、予算書・決算書の作成等、適切な会計処理がなされている団体であること。

(協力・支援内容)

第3条 協会は、登録団体に対し、下記の協力・支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の広報活動への協力・支援
 - ア ホームページ設置団体とは協会ホームページでの相互リンクを実施
 - イ 広報誌又はホームページでの登録団体実施事業の広報
 - ウ その他、協会関連事業での広報
- (2) 登録団体が実施する活動への支援

- ア 登録団体が、練習・活動する場所に対する支援
 - イ 登録団体が、主催・主管する事業（競技会、講習会等）に対する支援
 - ウ 登録団体の運営に関する支援
 - エ その他、登録団体が実施する事業に対しての協力及び相談
- 2 登録団体は、協会に対し、可能な範囲で下記の事項について協力・支援するものとする。
- ア 協会が主催又は協力・支援する事業への協力
 - イ 協会会員登録等、協会活動への協力・支援

（遵守すべき事項）

- 第4条 登録団体は、個人情報の保護等の法令遵守に努めること。
- 2 協会の定めるガイドラインに則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。
 - 3 登録団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（スポーツ庁：令和元年8月27日制定）の遵守に努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施するように努めること。
 - 4 団体の可能な範囲において、東京都及び協会の事業へ協力・支援すること。
 - 5 団体の可能な範囲において、協会が実施する競技団体連絡協議会に参加すること。

（登録）

- 第5条 登録期間は登録決定日から翌年3月31日までの年度毎の登録とする。登録を希望する団体は、定められた様式に従って下記の必要書類を提出し登録申請を行うものとする。

- ① 登録申請書（様式1）
- ② 団体登録書（様式2）
- ③ 構成員名簿（様式3）
- ④ 団体規約
- ⑤ 当該年度事業計画書
- ⑥ 当該年度収支予算書
- ⑦ 前年度事業報告書
- ⑧ 前年度収支決算書

- ⑨ 総会等議事録（⑤～⑧に係るもの）
- ⑩ 銀行口座情報（新規団体のみ）

（登録団体の決定）

第6条 登録団体の決定については、第5条で提出された関係書類に基づく協会の審査後、申請団体に様式4により決定を通知するものとする。

（変更の届出等）

第7条 登録団体は、第5条で提出した書類の内容に変更があった場合は、競技団体登録情報変更届（様式5）により届け出なければならぬ。

2 協会は、前項の届出の内容を審査し、登録団体に様式6により結果を通知するものとする。

（登録の取消し又は停止）

第8条 第2条に規定する対象団体に該当しなくなった団体は、登録を取り消すものとする。

2 登録団体が法令違反等の反社会的行為等を行う、あるいは東京都における障害者スポーツの普及、振興と啓発を図る上で相応しくない団体であるとの判断を協会が行った場合は、登録の取り消し又は停止をすることができる。

3 その他、助成金事業に関する虚偽報告、その他不正な手段に基づく助成金の交付手続き等を故意に行う団体についても同様とする。

適用期日

- 平成15年 7月17日適用
- 平成15年 12月20日適用
- 平成16年 7月 5日改正
- 平成18年 2月 1日改正
- 平成20年 4月 1日改正
- 平成24年 3月13日改正
- 平成26年 3月14日改正
- 平成28年 3月11日改正
- 令和 2年 3月13日改正
- 令和 4年 2月17日改正

令和 5 年 2 月 25 日改正

令和 6 年 2 月 16 日改正

令和 7 年 2 月 13 日改正

令和 8 年 2 月 10 日改正

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会及び登録団体等 における倫理に関するガイドライン

〈趣旨〉

スポーツは、人間の“こころ”と“からだ”的健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会の形成に寄与する人類共通のすばらしい文化であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。障害のある人にとってのスポーツの有効性もこれらと何ら変わる事なく、むしろ「リハビリテーションとしてのスポーツ」「楽しむためのスポーツ」「競技としてのスポーツ」など、それ以上に有効であるといえる。障害者スポーツの充実は、その国の文化の水準、成熟度を示す象徴である。

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）及び登録団体等は、東京都の障害者スポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員及び競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体や学校において、人道的問題（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど）あるいは補助金などの不適切な処理や横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、協会及び登録団体等においては、常に公正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

協会及び登録団体等においては、役・職員、障害者スポーツ指導者（監督、コーチを含む。）、主催・共催など関連する障害者スポーツ競技会・行事などに関わる審判員をはじめとする運営関係者及び競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各号に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I 人道的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- (1) 組織の運営又は障害者スポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めるここと。特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行為を絶対に行ってはならない。
- (2) 障害者スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2 身体的及び精神的パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントについて

役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 現場指導者等が、その地位や人間関係の優位性を背景として、障害のある競技者等に対してその人格を否定するような言動等により精神的、身体的苦痛を与える行為を行うことは厳に禁ずる。
- (2) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に禁ずる。
- (3) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを十分認識すること。
- (4) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (5) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はつきりと意思表示すること。
(注意・・・無視した場合は、「受け容れられている」と相手に誤解される恐れがある。)

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、競技者に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによつては、ドーピングの対象薬物が含まれていることもあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- 4 役・職員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。
- (1) 役・職員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係等を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役・職員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を障害者スポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、協会の役・職員及び登録団体等の役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

協会及び登録団体等は、公的な組織あるいは公的な資金を活用する団体であることを認識し、各団体の経理規程等に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適切な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

(2) 経理処理については、不法又は不正処理・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び監事による監査を受けるようにすること。

2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

(1) 組織内・外の金銭の横領など

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

(3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為

(4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

III 各種障害者スポーツ大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

協会及び登録団体等は、各種障害者スポーツ大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等障害者スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

協会登録団体等は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

協会役・職員倫理規程を参考のうえ、登録団体等における倫理に関する規程の作成を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、例えば、予防対策として、意識改革・啓発を図るために研修会の実施、機関誌への掲載などについて考慮するなどが考えられる。

(4) 不祥事発生後の処理

登録団体等は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、協会に速やかに報告を行うこと。